

ケアプラン点検助言集

アセスメント関係

- ・国通知にある課題分析標準項目は、全て情報収集しましょう。
- ・ADLやIADL等で「一部介助」などの場合には、具体的な状況を記載しましょう。
- ・「できないこと」と「やらないこと」を区別してアセスメントしましょう。
- ・情報は収集するだけでなく、分析シートなどを活用し分析した上で課題を導き出しましょう。

第1表関係

- ・総合的な援助の方針には、必要に応じ緊急連絡先（主治医・キーパーソン等）の連絡先も記載しましょう。
- ・総合的な援助の方針には、利用者の状況や困りごとだけでなく、2表の内容を基に援助の方針を記載しましょう。

第2表関係

- ・アセスメントでサービスの必要性を明らかにしましょう。
- ・短期目標等は、誰にでもあてはまるような一般的な内容でなく、個別的・具体的な内容になるよう注意しましょう。
- ・訪問介護のサービスが複数位置付けられている場合には、どのサービスがいつ利用されるのかがわかるように、頻度欄や3表の記載を工夫しましょう。
- ・短期目標達成に関連するサービスの位置づけを整理しましょう。
- ・介護保険のサービスだけでなく、区の保険外サービスなどのインフォーマルサービスの活用も検討しましょう。

第3表関係

- ・食事、起床、就寝以外の利用者の一日の生活（趣味活動・散歩・テレビ視聴など）についても把握し、記載しましょう。
- ・第2表の内容と一致するように書きましょう。

第4表関係

- ・「検討した項目」で挙げた各項目について、検討した内容を「検討内容」に書き、各項目の結論を「結論」に記載しましょう。
- ・サービス担当者会議に代えて照会等を行った場合には、その回答と理由も記録しましょう。
- ・「残された課題」に記載された課題について、今後の具体的な検討方法や検討時期も書いておきましょう。

第5表関係

- ・月1回の訪問についてだけでなく、利用者、家族やサービス事業所等に行った連絡内容等も記録しましょう。
- ・利用者の新たな課題について、どう対応したのか記録しましょう。
- ・「訪問」「電話」「メール」など、その情報を得た手段も書きましょう。
- ・支援経過は、ケアマネジャーが実施した業務内容の公の記録ですので、5W1Hが明らかになるよう、わかりやすく記録しましょう。

モニタリング関係

- ・第2表の短期目標について、達成度、満足度等を評価しましょう。
- ・各項目の達成度、満足度等の評価結果を受けて、ケアマネジャーとしてケアプラン全体について総合的な意見も記載するといいいでしょう。
- ・モニタリング結果を受けて、必要なケアプランの見直しを行いましょう。
- ・居宅訪問せずにモニタリングを行った場合には、その理由と方法を明記しましょう。
- ・継続して短期目標が達成された場合などには、次の目標を設定することも検討しましょう。

全 般

- ・介護保険は、3年毎の制度改正があるので、必ず基準等を確認し必要な対応を行ってください。改正には、新たな減算(*1)や、算定不可(*2)となる内容もあるので、注意しましょう。対応を怠ると後日、過誤申立てが必要となります。

*1 例) 訪問介護等を位置付けた割合の文書による説明を実施していない場合の運営基準減算

*2 例) コロナの臨時的取扱い終了により、サービス提供ない月の支援費の算定不可

- ・日頃から、ケアマネジメントのプロセスに沿って支援できているかを確認しましょう。
- ・ケアマネジャーは、ケアチームのコーディネーターです。各サービスの担当者や高齢者総合相談センター等と連携して、より良いケアマネジメントを行いましょう。

